農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 新居田 弘文

1 日時

平成23年7月11日(月曜日)

午前10時1分開会、午前11時51分散会

2 場所

第2委員会室

3 出席委員

新居田弘文委員長、熊谷泉副委員長、田村誠委員、佐々木博委員、佐々木順一委員、

工藤大輔委員、平沼健委員、工藤勝博委員、吉田敬子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

村上担当書記、米内担当書記、山舘併任書記、漆原併任書記、佐藤併任書記

6 説明のため出席した者

東大野農林水産部長、高前田理事、橋本副部長兼農林水産企画室長、

徳山農政担当技監、須藤農村整備担当技監、竹田林務担当技監、

寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長、立花競馬改革推進室長、

沼﨑技術参事兼農村計画課総括課長、小岩農林水産企画室企画課長、

高橋農林水産企画室管理課長、大友団体指導課総括課長、

小田島団体指導課指導検査課長、菊池流通課総括課長、工藤農業振興課総括課長、

千田農業振興課担い手対策課長、鈴木農業普及技術課総括課長、

伊藤農村建設課総括課長、千葉農産園芸課総括課長、小野農産園芸課水田農業課長、

山田畜産課総括課長、渡辺畜産課振興・衛生課長、佐野林業振興課総括課長、

藤川森林整備課総括課長、赤澤森林整備課整備課長、佐藤森林保全課総括課長、

石田水産振興課漁業調整課長、大村漁港漁村課総括課長、

菅原競馬改革推進室競馬改革推進監、佐藤競馬改革推進室特命参事、

平野競馬改革推進室特命参事

7 一般傍聴者

なし

- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案の審査

議案第1号 平成23年度岩手県一般会計補正予算(第4号) 議案第3号 林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決 を求めることについて

(2) その他次回の委員会運営について

9 議事の内容

○新居田弘文委員長 おはようございます。ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、さきの人事異動により、新たに就任された執行部の方々を御紹介いたします。

東大野農林水産部長から農林水産部の新任の方々を御紹介願います。

○東大野農林水産部長 農林水産部の新任職員を紹介させていただきます。

寺島久明水産担当技監兼水産振興課総括課長でございます。

立花良孝競馬改革推進室長でございます。

沼﨑光宏技術参事兼農村計画課総括課長でございます。

高橋徹農林水産企画室管理課長でございます。

大友宏司団体指導課総括課長でございます。

工藤昌男農業振興課総括課長でございます。

鈴木茂農業普及技術課総括課長でございます。

渡辺亨畜産課振興・衛生課長でございます。

佐野淳林業振興課総括課長でございます。

赤澤由明森林整備課整備課長でございます。

佐藤順一森林保全課総括課長でございます。

石田享一水産振興課漁業調整課長でございます。

大村益男漁港漁村課総括課長でございます。

佐藤博競馬改革推進室特命参事でございます。

佐久間修海区漁業調整委員会事務局長でございます。

以上をもちまして、新任職員の紹介を終わります。

○新居田弘文委員長 以上で執行部職員の紹介を終わります。御苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり議 案2件について審査を行います。

議案第1号平成23年度岩手県一般会計補正予算(第4号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費及び議案第3号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○橋本副部長兼農林水産企画室長 農林水産部の補正予算議案について御説明を申し上げます。

議案 (その1) の冊子でございますが、1ページの議案第1号平成23年度岩手県一般会計補正予算(第4号)でありますが、当部の補正予算は3ページをお開き願いまして、第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費を6,243万8,000円増額しようとするものであります。

今回の補正は、東日本大震災津波災害を踏まえ、骨格予算として編成した当初予算の肉づけとして計上を予定していた事業につきまして再検証を行い、緊急性等を勘案の上、補正計上しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明を申し上げます。 なお、金額の読み上げは省略をさせていただきまして、簡潔に御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の 22 ページをお開き願います。6款農林水産業費、2項畜産業費、3目草地対策費の畜産基盤再編総合整備事業費補助は、畜産生産基盤の整備を図るため、新規地区の事業着手に係る所要額を補正しようとするものであります。

次に、3項農地費、2目土地改良費についてでありますが、県有農業用ダム施設管理強化 事業費は、農業用利水ダムに係る安全性確認調査の実施や、ダムの維持管理経費の助成に要 する経費を補正しようとするものであります。小水力発電エネルギー利活用可能性調査事 業は、農業水利施設を活用した小水力発電の導入についての可能性調査や導入を検討する 土地改良区等を支援しようとするものであります。

次に、24 ページをお開き願います。4項林業費、3目林業振興指導費の日本型フォレスター活動・育成支援事業費は、市町村森林整備計画の策定等を支援するため、国が実施する森林計画制度に関する研修に職員を派遣し、准フォレスターの育成に要する経費を補正しようとするものであり、5目造林費の森林整備事業費補助は国庫補助金の当初内示に対応し、松くい虫被害防除に関連する衛生伐に係る所要額を増額しようとするものであります。

次に、予算関係議案について御説明を申し上げます。議案(その1)の11ページをお開き願います。議案第3号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてでありますが、これは県単独治山事業に要する経費の一部を受益市に負担させようとするものであります。

以上で補正予算議案及び予算関係議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- ○新居田弘文委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。
- ○工藤大輔委員 県有農業用ダムについて質問したいと思います。

今回対象となった県有農業用ダムの箇所について、まずお示しいただきたいと思いますし、また、これまで県有のダムは県が建設をし、そして管理を市町村がやっていたということになっていたはずですが、今回このような形で県のほうで管理、また安全性に対する経費、また、これは多面的機能に関する分野についても、県も負担をしてくれるというふうになるようですが、その市町村との負担割合についてお示し願いたいと思います。いずれこれは3年前から、たしか市町村と一緒に県のほうにも要望に行きながら、なかなか実現できてこなかった予算要求、要望であったわけですが、今回対象となった背景についても、お示しいただければと思います。

○伊藤農村建設課総括課長 県有農業用ダムの施設管理強化事業についてでございます。

まず最初に、箇所数のお尋ねがございました。県が所有いたします農業用ダムは県内に5カ所ございまして、九戸村にございます瀬月内ダム、それから洋野町にあります大野ダム、普代村にあります普代ダム、それから岩手町にあります一方井ダム、それから藤沢町にあります金越沢ダム、以上の5カ所が県が所有する農業用ダムということでございます。

次に、負担割合並びにその背景等のお話についてお尋ねがございました。今申し上げました農業用ダムは、かんがい用水をためるというのが本来の機能でございますけれども、それ以外、農業以外にも洪水の防止ですとか環境の保全などさまざまな機能を発揮しておりまして公共性の高い施設でございますが、その維持管理費は農業用水を利用する地元町村が負担をしてきたというところでございます。また、今回東日本大震災ですとか、あるいは昨年来もそうなのですが、最近の局地的豪雨など自然災害が頻発する中で、防災上の観点からのダムの構造的な安全度について、これまで以上に的確な把握が重要となっていると認識してございます。

そういった中で、ダムが持っている多面的な機能は適切な保全管理のもとで発揮されると考えておりますので、ダムを所有いたします県と、それからダムを管理して農業用水を利用する町村が適切に役割を分担しながら、現在県内ではアドプト活動なども盛んに行われておりますけれども、そういった地域の活動も取り込んでダムの管理体制を強化しようということでございます。

その事業の内容について具体的に申し上げますと、ダムの安全度を確認するため、堤体の変異ですとか貯水池内の堆砂量の測量、それから堤体の安定解析など、こういったものについてはダムを所有する県が直接実施をするということ。それから、町村が行っている維持管理のうち洪水防止など農業以外の効果、これが効果全体の37.5%に相当すると言われておりますけれども、これにかかります維持管理の費用を県と町村が半分ずつ負担をするということで、県から町村に2分の1、ですから18.75%に相当する助成を行おうということでございます。以上でございます。

○工藤大輔委員 これによって市町村の負担が随分軽減されて大変喜ばれるというふうに 思いますが、いずれダムが古くなっていくと当然管理費も増加をしていくということにな りますが、これはこれから継続してこのような形でこの事業を推進していただけるものな のかどうか、確認の意味でお尋ねをしたいと思います。

また、ダムを見ていった際に、市町村のほうからも利水機能だけではなくて、例えば説明 書の下段に書いてありますが、発電等の何らかのことができないものかと、もったいないと いう話もよく聞かれました。目的が違うので、それを工事するに当たってはかなりの金額が かかるということも話は当時からあったわけですが、今後の可能性と、また今回の小水力発電エネルギーの利活用の調査なのですが、これからどのような形でまた広げていくのかどうかお示しください。

○伊藤農村建設課総括課長 最初の事業の継続のお話でございますけれども、実はこの事業、これまで国に対して事業化の要望をずっとお願いしてきたところですが、なかなか実現に至らないということもございまして、今回県単事業で制度化をさせていただきたいということで御提案申し上げております。引き続きダムについては、今後は老朽化などによって脆弱性が強まっていくというふうなことも懸念されますし、維持管理についてもやはり適切に行っていく必要があると思っておりますので、この事業については継続的な対応をしていきたいというふうには考えてございます。

○沼﨑技術参事兼農村計画課総括課長 農業用水を使った小水力発電についてでございますけれども、発電に当たって農業用水が持っている高さの位置エネルギーと、それから水の流れが持っている運動エネルギー、これを電気に変えて発電しようというふうなことなわけでございますけれども、既に農業用ダムについては一戸町にあります大志田ダムという国がつくったダムがございますけれども、そこで小水力発電を実施しておりまして、かなりの成果を上げているというふうなこともございます。

それ以外の農業水利施設については平成21年度から調査を始めてきておりまして、既に17カ所について調査を行っておりますが、今年度もこの事業で6カ所を調査したいと思っております。その6カ所のうち、ダムについては2カ所を今予定しておりまして、普代村にあります普代ダムと、それから洋野町にあります大野ダム、これについてその可能性はどうなのだろうかというところ、あるいは導入するに当たってのさまざまな課題はどんなものがあるのだろうというところについて、調査してまいりたいと思っております。

○平沼健委員 今この小水力の発電について、ちょっとお尋ねしますけれども、今年度6カ 所のうち2カ所がダムからの水利というお話が、今ありましたね。あとの残りの4カ所とい うのは、ではどういうようなところで、どういうような考え方になるかということをお尋ね したいのですけれども、田んぼに水を引くときもああいう水を使ってやるのかなという気 もしているのですけれども、ちょっとそこを教えてもらいたいのですが。

○沼崎技術参事兼農村計画課総括課長 お尋ねありました小水力発電、確かに田んぼに水を引くあたりでの発電となりますと、水量がそもそも小さいですし、落差も少ないということで、位置エネルギー、あるいは運動エネルギーを変えるということになると、なかなか変えるエネルギーが少ないということがございますので、これまで調査してきておりますの

は、もう少し上流側にあります取り入れ口のあたりから、それから水を引っ張ってくる、例えば落差工という施設があります。それから、急流工という落差を活用したかなり流れの速い水路がありますけれども、そういう急流工とか落差工という、かつ上流側で水量が多いところ、そこのところで調査をしております。ことしも6カ所のうち残っている4カ所については、そういう例えば盛岡市の鹿妻本堰というふうな大きな水路がありますけれども、鹿妻の水路とか、それから旧石鳥谷町の新堀の水路というところも、そういう比較的大きな、かつできれば冬の間も発電したいなということもあるわけですけれども、なかなか農業用水というのは夏の間しか水が流れないということもあります。そういうことで、夏場だけでも利用できるのかとか、あるいは冬場の水はどうしたらいいのかと、そういうところもいろいろ検討してまいりたいなと思っております。

○平沼健委員 わかりました。私、実はそういうことではなくて、今は少なくなりましたけれども、昔水車がありましたね。ああいう季節によって水が枯れないというところもこれはあるのでしょうから、そういうような水車を回して発電でもするのかなという気がしたのですけれども、そういうような考え方はないのですか。

○沼崎技術参事兼農村計画課総括課長 平成21年から調査を進めております、県でやっている、あるいは岩手県土地改良事業団体連合会で調査を進めてきておりますのは、それよりは少し規模の大きなもので、水量も、あるいは落差も大きなものをやっておりますけれども、委員お話があったとおり、農地の周りにはそういう水がいっぱいあふれているわけですので、そういう水のエネルギーを有効に活用するという意味では、これから再生可能エネルギーの活用ということが強く高く叫ばれておりますので、農地の周り、さまざまな活用がこれからも必要になってくると思います。そこら辺については、売電といいますか、電力会社に売ってペイできるものと、それから農地の周り、あるいは農村部の周りにある電気を使う施設がさまざまあるわけです。ゲートを上げたりとか、あるいは例えばごみを取る機械を動かしたりとか、そういう電気を使いたい施設もあるわけですので、そういう近くにある、あるいはさらに小規模な、マイクロ発電と称しておりますけれども、そういう施設の可能性についても、これからさらに検討が必要ではないかと考えております。

○工藤勝博委員 私もこの小水力の調査事業をお聞きしたいのですけれども、たしか平成21年からやっておるということですけれども、17カ所。そういう中で、本当に可能性が見えてきているのかどうか。昨年も私も実際立ち会ったこともありますけれども、今言われている再生エネルギー、自然エネルギーをいかに導入するかだろうと思います。せっかくのそういう環境をうまく活用するにも本当に、先ほども話がありましたけれども、コストの問題も確かにあるだろうと思います。現時点のコスト計算と、また、これから将来に向けてのコスト計算は若干違うだろうと思いますけれども、今まで調査した中で、ここであれば、こう

いう状況であれば、そういうこれから取り入れる可能性があるようだというものがあれば 教えてもらいたいなと思います。

○沼崎技術参事兼農村計画課総括課長 平成 21 年、22 年で既に 17 カ所を調査しておりますけれども、その 17 カ所のうち8割に当たります 13 カ所では、この発電として使えるというふうな可能性があるという結果になっております。そうはいいましても、電力会社のほうに電気を売って施設の建設費まで回収できるというところは、ほとんどないというのが実態でございまして、今水力の発電した電気を売る場合は単価が 7 円から 8 円ぐらいとなっています。一方、家庭で屋根につけています太陽光、あれは家庭用の場合は 40 円台だと認識しておりますけれども、それぐらいの差があるということで、例えば今国会のほうでこれから審議が始まろうとしております再生エネルギーの活用の関係の法律でございますけれども、そういう中で一定の値段で、かつ一定の期間でこれから高く買い上げていただければ、かなりの部分がペイできるのではないかなと考えております。

さらに、売電でペイできないとしても、先ほどお話ししたように農地の周りにあるさまざまな農業用施設、それを動かすためのエネルギーとしては、十分活用できるものだと認識しております。

○工藤勝博委員 かなりの割合で可能性があるということなので、すばらしいなと思います。そういう中で、やっぱり発電の技術開発も日進月歩で進んでいると思うのです。特にマイクロ発電、あるいはまた本当に小さな水路からでもできるというふうなことが言われておりますけれども、いずれ売電単価がやっぱり最終的には一番課題になるだろうと思いますけれども、そういうものも含めて強く働きかけていかざるを得ないだろうなという思いがしておりますけれども、取り組むいろんな課題といいますか、先ほどお話にありましたけれども、ただただ売るだけではなく、地域のそういう電力を自給するという意味でも、本当にこれから可能性を含めて大いに研究していただきたいなと思います。

○沼﨑技術参事兼農村計画課総括課長 岩手県は、御案内のように小水力発電、発電に関しては、例えば水の量で言いますと奥羽山脈、あるいは北上高地から出てくる水の量、豊富な水がありますし、それから比較的高低差がある地形ということで、水の量、あるいは高さの関係のエネルギー、そういう潜在的な要素は十分に持っていると思います。

一方、この小水力発電を進めるに当たっての課題というのは、お話があったとおり売電の 単価、これが非常に大きなウエートを占めるわけですけれども、それ以外に建設コスト、こ れはやはりオーダーメードで物をつくっていきますので、どうしても高上がりになります し、それからまだまだ数が少ないということで、やはり数がどんどんふえてくればもう少し 単価も下がってくるだろうということがあります。

それから、先ほども若干触れましたが、三つ目は水利権の問題。夏の間はいいですけれど も、冬の間の水利権をどうするかという、水の権利の確保。

それから、もう一つ、四つ目は電気事業法という法律がありまして、発電の施設を設置したり、あるいはその維持管理していくためにはそういう法律が必要ですし、それから規模によっては技術者の配置も必要になってくるということもございます。そういう河川法、あるいは電気事業法という法律の関係もクリアするように、これから土地改良区、あるいは市町村のほうを支援してまいりたいと思っております。

○新居田弘文委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。以上をもって、付託案件の審査を終わります。

なお、この際、執行部から牧草及び原乳の放射性物質の調査についてほか1件について発 言を求められておりますので、これを許します。

○山田畜産課総括課長 牧草及び原乳の放射性物質の調査について御説明をいたします。

まず、1の牧草の調査結果・利用自粛等の要請及び解除についてでありますけれども、牧草の放射性物質の調査を実施いたしまして、最終生産物であります牛乳や牛肉で食品衛生法上の暫定規制値を超えないものを生産するための目安として定められました粗飼料の暫定許容値、これはヨウ素 300 ベクレル、セシウム 200 ベクレルですけれども、この粗飼料の暫定許容値、乳用牛と肥育牛に当てはめられます暫定許容値 300 ベクレルを超過した場合に乳用牛及び肥育牛への原発事故後に収穫された牧草の利用自粛や放牧の見合わせを要請することとしております。

県では、5月11日以降、県内で牧草の放射性物質の調査を実施してまいりました。本日 現在で、参考1の地図でお示ししておりますように、遠野市を初めとします網線がかかった 部分でございますけれども、7市町村、13のエリアの牧草の利用自粛を畜産農家に対して 要請をしているところでございます。

続きまして、次の2ページをごらんください。要請の解除についてでありますけれども、国との協議を踏まえて、県が定めました解除プログラムというのがありますが、これに従いまして牧草を一たん刈り取りまして、その後生育してきた牧草、いわゆる再生草といいますが、これを調査しまして3回連続で暫定許容値を下回った場合に、自粛要請を解除することとしております。今、利用自粛を要請しております7市町村の13エリアにつきまして、6月下旬から再生草の調査を実施しております。一番最初に自粛をお願いしておりました滝沢村東部エリアについては、7月1日に実施しました第2回目の調査で初めて3カ所の調査地点すべてが暫定許容値を下回っている状況でございます。あと2回連続して下回ることが必要となっております。また、遠野市などの6市町のエリア、12エリアでは、1回目の牧草採取を行いまして、現在分析機関において放射性物質の測定をお願いしているところでございます。

次に、2番の牧草から放射性物質が検出されている要因についてでございますけれども、これまでに国から得られた情報によりますと、牧草の放射性物質汚染は主に3月11日の原子力発電所の事故に伴いまして、放射性物質を含む粉じんなどが降下して牧草に付着したこと、また地域によって放射性物質の値が異なる要因につきましては、風向き、それから雨、降雨、それからそれらのさまざまな要因が重なり合ったものと考えておりますが、専門家からもまだ正確な要因は突きとめられていないというところでございます。

ちなみに、参考として盛岡市での環境放射能モニタリング結果の資料を示しておりますけれども、降下物につきましては5月9日以降不検出となっておりますし、水道水等でも4月19日以降検出されておりません。

次に、利用自粛の要請に伴います代替飼料の確保と損害賠償請求についてでありますが、 代替飼料の確保につきましては、表にお示ししてありますとおり、県では県内の各関係機関 から提供可能な粗飼料を把握しているところでありまして、もう一つは国を介しまして北 海道を初め11 府県から、国内の各地から粗飼料を提供できるという情報をいただいており ます。これらをもとに、今各JAに対しまして情報を提供し、マッチングの支援をしている ところでございます。

次に、(2)の損害賠償請求についてでありますが、今後、原子力損害の賠償に関する法律に基づきまして損害賠償請求を行っていくこととしております。このため現在牧草の利用自粛等を要請しております畜産農家などに対しましては、この損害が証明できるような資料を保管していただくようお願いをしているところでございます。

次に、3ページをお開きください。損害賠償は、国におきまして生産者団体、これは全中が中心になっていますけれども、その取りまとめに基づきまして請求するというルールが示されておりまして、福島県を初めとする他県での取り組みを参考にしまして、JAグループではこのルールに則して損害賠償請求の窓口となります県の協議会、県段階の協議会の設置に向けまして現在調整を行っておると聞いてございます。

また、4の原乳の調査結果についてでありますけれども、これにつきましてはコールドセンター 1次貯留施設ですけれども、これとコールドセンター機能を備えました乳業工場全13施設を対象に放射性物質の調査を実施しております。表にお示ししましたとおり、これまで調査を行いまして、本日、県南部の5カ所の調査を行っておりますけれども、これまでの調査結果はすべて食品衛生法の暫定規制値を下回る結果となっているところでございます。

次に、4ページをお開き願いたいと思います。参考といたしまして、県産の野菜、それから水産物の調査結果についてお示ししております。これまでの調査で野菜、水産物は、いずれも放射性物質は不検出となっているところでございます。説明につきましては以上でございます。

○菅原競馬改革推進監 岩手県競馬組合の発売状況について御説明いたします。

まず、本年度の岩手競馬につきましては、大震災によりまして発売施設が被災いたしまして、開催日数が減少となるということなどによりまして、5月14日の盛岡競馬から開催しておるところでございます。この資料は、5月14日から7月4日までの24日間の発売状況を取りまとめたものでございます。

1の発売額の計画達成状況につきましては、達成率は116.8%で、自場発売、それから広域委託発売、ネット発売とも計画を上回っております。それから、他の主催者の馬券を発売する広域受託発売につきましては103.6%でございます。

それから、2の前年度比較でございますが、これは平成22年度と今年度について、盛岡 開幕からの24日間で比較したものでございますが、今年度の発売額は29億9,600万円、前年度比は85.8%となっております。また、入場者数は競馬開催場では6万6,169人で、前年度比は105.7%と上回っておりますが、場外発売所を含めました総入場者数では20万2,664人で、前年度比は80.1%となっております。なお、表には競馬場と場外発売所ごとの発売状況を記載しておりますが、被災いたしました場外発売所につきましては、宮古が6月4日、それから三本木が6月25日からそれぞれ発売を開始しております。内訳につきましての説明は省略させていただきますので、ごらん願いたいと思います。以上で説明を終わります。

○新居田弘文委員長 ただいまの報告に対する質疑も含めまして、この際何かありませんか。

○熊谷泉委員 今牧草の放射能の、セシウムの説明がありましたが、これ今賠償額も含めているいろ取りまとめているようでございますが、実際ことし、これ基準値を下回るまでに2回、3回と刈るというのだと、ほとんどことしの牧草は使えないというふうに、大体3番草で9月過ぎれば終わりという、普通の刈り取りであれば問題ないのでしょうが、これどの程度の間隔で2回、3回と刈り取っているのか。

あとは、多分刈り取って給与しないということは、どこかにストックしている分もあるのですが、これをどういう処分を指導されるのか。これ堆肥にして300ベクレルの放射能がどういうふうに残っているものか、その辺をお伺いしたいと思います。

あともう一点は、風評被害、岩手県は余りそういう実例はないとは思いますが、青森県なんかは台湾に輸出しているリンゴがことしはゼロというふうな事例もありますので、岩手県のリンゴ等海外に輸出しているものができなくなったというふうな事例があるのかないか、その辺を伺いたいと思います。

〇山田畜産課総括課長 現在自粛を要請しております地域の牧草の刈り取り調査についてですけれども、まず1番草については刈って、保管して、ラップに包んで、肉牛農家などには供給できますので、保管もしていただいておりますけれども、その後生えてきました2番

草につきましては、今1週間間隔で場所を変えて3回やるということで国と話をして実施 しております。

それから、今、保管している草の処分はどうするのかというお問い合わせですけれども、これについては先ほども話しましたように繁殖牛には使えるものが多いということで、なるべく地域内で融通をしていただくということで進めております。まだ、全く処分できないというようなものについては伺っておりませんけれども、国からの通知では、飼料として利用できない方がいる場合は、これは土の中に、30 センチ以上の中に埋却をするか、または牧場に突っ込んでいただくというふうなことを処分の方法として考えております。この処分にかかる経費につきましても、東京電力に対しまして損害賠償請求ができるということとされているところでございます。

○菊池流通課総括課長 本県の農林水産物についての風評被害のお尋ねでございますが、まず原発事故以降、米、野菜、肉、水産物それぞれに集荷団体、販売団体がございまして、我々はそこの集荷団体、販売団体を通していろいろ情報を収集し、様子を常時お聞きしておりますが、今のところは本県産の農林水産物について、そういった風評被害による販売の落ち込み等は見られないという状況にあります。

それから、輸出の関係でございますが、青森県は通年でリンゴを輸出しておりまして、その輸出先の大きいところが台湾でありまして、今回残念な状況になっておりますが、岩手県はいわゆるリンゴの出荷前の時期、通年でリンゴを出荷するということがないということもありまして、リンゴの関係で被害を受けるということはありませんでした。それから、あと震災以降も、特に米と牛肉について言いますと、シンガポールなどでは去年よりも上回る量の輸入をしていただいているという状況もありまして、特段輸出の面でもいわゆる放射能の風評の被害を受けているということはないものと認識しております。

○田村誠委員 それでは、私は水産関係について二、三お伺いをいたします。

この前私も一般質問を通じて水産業の復旧、特にも漁業者が意欲を持って水産の生産に立ち向かう、そのような考え方でぜひ支援をというお話をさせていただいた結果ですね。例えば漁協を核とした漁業、養殖物の構築に取り組む基本的な考え方として、国の1次補正を活用した事業として漁船、定置網の調達、養殖施設の復旧、整備、あるいは魚市場再開に必要な機器の整備など、さらに今後国の補正を見込んだ事業として荷さばき共同利用施設の復旧、養殖用種苗の供給、加工場に必要な云々ということで、今後水産業の生産に向けたいろんな取り組みをしていきますよという御答弁をいただいたわけでございます。

その中で、1次補正の中でどの程度、しからばこれが実際漁協を中心として事業化をされたのか。事業化されて、それがどのように進められているのか、まずその点を一つお伺いいたしたいと思いますし、例えば漁船、定置網の状況、これおかげさまで何とかできる場所からやっていただいているわけですが、特にもアワビだとか、それからウニ、そしてワカメの養殖に対する整備状況といいますか、具体的な取り組み状況についてお示しをいただきたいなと思います。特にもワカメについて、来年度生産できる、早く取り組めばできるという状況があるわけですので、それらに対してはどのような形で具体化されているのかお伺いをいたします。

それともう一つ、瓦れきの処理の関係で、水産関係の皆さんでは、おかげさまで航路だと か漁港、そうしたところについては瓦れきの除去というのはかなり進んでいるのだろうと いうふうに思いますが、実際生産をする漁場の中に瓦れきがまだ残っている。そのために実 際ロープだとかいかだを置けないという方もいらっしゃるだろうと思いますが、その辺の 取り組み状況をまずお示しをいただきたいというふうに思います。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 まず最初に、国のほうの1次補正の対応についてでございますけれども、今最初ありました漁船につきましては、それぞれ漁協のほうから要望をとって、今その調整をしているところです。国のほうでいろんな条件、追加になったりしていまして、いろんな要望がふえていますので、そこのところの調整を今なるべく早く進めていきたいというふうに思っています。

それから、あと1次補正ではサケ、マスの産地の震災復旧ということで、ふ化場の整備、 仮設的な整備のほうにつきましては既に事業を着手しているところもありますので、今進 みつつあります。それから、魚市場、水産加工関連の機器整備のほうも、採択の関係で今出 しているところもあります。進んでいる部分もございます。

あと、瓦れきの関係につきましては、定置網、養殖漁場の瓦れきの調査、ここら辺今約9割ぐらいの進捗状況になっておりまして、今週ですべて調査を終わりたいというふうに思って進めております。中には、既に一部では漁場の撤去作業をやっているところもあります。そこら辺は、広域振興局水産部のほうで調査の結果に基づいて瓦れきの撤去のほうを今進めるということにしております。

また、養殖施設についてでありますけれども、これも希望が2倍ぐらい今出てきておりますので、そこの調整を今進めている。なるべく早く事業着手できるように進めたいというふうに思っております。

○田村誠委員 大変ありがとうございました。いずれこのような予算で大変ありがたいことに国の2次補正を見込んで、こうしたものに予算を割り当てていただいたわけですが、実は私も漁協を回って歩いて言われるのは、いまだ具体的に来年度の生産をすべきワカメの事業などに対しましても、もう既にブロックであるとかロープであるとか、あるいはまた種をつけるための整備だとか、そうしたものに具体的に取りかかれないという指摘を受けるわけです。いつまでにこれをめどをつけて、少なくてもワカメについては、多分今からやりませんと間に合わないのだろうというふうに思います。ですから、そうした先にやるべき仕事といいますか、先に実施してほしい仕事というものを選んでいただいて早急にやっていただかないと、少なくとも来年生産物として確保できるワカメなどの事業がおくれてしまうという実例が出されている。

きのうも私もちょっとある漁協に立ち寄りました。かなり憤慨して、県で早くやってほしいと、2次補正、3次補正も含めて先取りして許可できないのかというかなり強烈な御提言をいただいてきたわけでありますけれども、まず少なくともワカメ養殖について、いつからやれば来年生産できるという県が認識を持っているか、まずそのことをお尋ねします。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 今、お話のありましたワカメにつきましては、 我々も11月の末ころには間に合うようにしなければならないということで、一生懸命取り 組んできたところでありますけれども、さっき申し上げましたように要望をとりましたら、 事業の中で倍ぐらい出てきております。やはりそこをきっちり精査しないと、すべてが補助 の対象になりがたい状況でございますので、今、漁協の状況等を確認しながら、できるだけ 早くこれできるように今作業を進めているところです。

○田村誠委員 その補助対象にならないという事業というのは、しからばどういうことで しょう。例えばワカメを生産するのに、ワカメということでは先ほどお聞きしたわけですけ れども、補助の対象にならないというのはどういうことですか。ならない分があるというの は。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 今申し上げましたように、予算の倍ぐらいの 事業実施をしたいというふうに出てきておりますので、そこの部分がすべて対象になりま すよというふうに皆さん思っては言ってきていると思うのですけれども、そうではない状 況もございますので、そこを今調整しているところでございます。

○田村誠委員 そうしますとワカメの要望が、当初県が予算要求をした、あるいは予算をつくった、その対象を超えているという意味なのでしょうか。だとすれば、それはやっぱり少なくても漁民の方々が来年度、あとホタテだとかカキだとかホヤなどというのは、2年、3

年かかっていくわけです。これはこれとして当然種苗の確保だとか養殖施設の整備というのは必要なわけですけれども、少なくてもワカメは1年で生産できる。そういう気持ちで漁民の方々は、ぜひお願いしたいということで出してきたわけですから、それを例えば予算半分だとか3分の1だから、あとの人たちは待ってくれということというのはできるのですか。私は、やっぱりそうしたものに対しては、国に早急に打ち合わせをしていただいて、そして国としてそうしたものをやるので、ぜひ先取りでやってほしいという、そういう要望を農林水産部長、やるべきだと私は思うのですけれども、そうしてやりませんと、それでなくてもワカメだとか生産で生活費を稼ごうという意欲をそぐことにつながるような気がしますけれども、どうなのですか。

○東大野農林水産部長 今、委員お話しのとおり、今の予算規模からしますと、実際に漁協の皆さんから上がっている希望が予算規模の倍になっているということで、我々の一番の悩みは漁民の方々のせっかくやる気になっているその気持ちをそぎたくないという一方で、片方で予算規模が今のままでは需要に足りないということで手間取っているというのが実際のところでございますけれども、ただそれぞれの養殖物において着手しなければならない時期、時期もありますので、そこも兼ね合わせて今早急に、まず今ある予算についてどう使うかを決定しようという作業をしてございます。

委員御指摘になったように、今の予算規模では足りないということでありますので、国に対しては養殖関係につきましては、そこそこ補助が1次補正の部分もありますので、それの規模拡大について、国に対しては要請していこうと思います。

○田村誠委員 そこで、国に対して要望をする。今回2次補正が提案をされました。ただ、中身を見てみますと、そういった予算が入っていないようですね。そうしますと、それが10月なり9月なり、早くても10月ごろに3次補正ということになるのだろうと思いますけれども、だとすれば漁民の方々は、予算何ぼくらいになるかわかりませんけれども、その人たちは半分だったとすればです、予算の確保が。だったとすれば、あとの半分の人たちは休んでくださいという結論になりますよね、簡単に言えば。そうなったのでは、やっぱりそれでなくてもやめよう、やめたい、あるいは先行き不安だという方々が非常に多いわけです。ですから、補正も確保することは、これは当然、国に対して要望していただくのも必要ですが、どうですか、これをさせていただけませんかというやり方も私は必要なような気がするのですけれども、そうしてやりませんと、ほかの人たちはもうほとんどやめています。やめていったとき、果たして再起可能なのかということを考えますと、私は非常に不安だという気がいたします。例えばそういう意味で、ぜひ1次補正にプラス先取りをした県の予算というのもあるわけですから、しかも即実行していただきたいというのがまず第1点、それに対してどうお考えか。

それから、もう一つは、やっぱり今後ワカメ以外に3年間かかる漁業、アワビだとかホヤだとかカキだとか、そうしたものに対する予算の確保、これだってまだめどが立っていないという部分があるのだろうと思いますけれども、そうしたものもことしやりませんと少なくても来年できない、そうした現状だと思います。したがって、国に対して2次補正、3次補正を待たないで、早急にさせろというぐらいの意気込みでやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○東大野農林水産部長 6月臨時会で予算措置していただいたものの中には、まだ国が予算措置していないものに踏み込んでいる内容がございます。それの最も大きいのが共同利用施設関係、養殖施設も含んで共同利用施設関係なのですけれども、これに対しては共同利用施設関係は、現状の制度では負担が大き過ぎるということで強く主張してございますし、今出される2次補正には共同利用施設関係は反映されてございません。引き続き県としては予算措置して国に制度の改善なりを期待しているということは従前から強く主張してきてはおりますけれども、引き続き主張して、そういった共同利用施設部分まで国のほうできっちり予算化してもらえるように努力してまいります。

○田村誠委員 いずれ少なくても県も先取りしていただきました。これに対しては大変感謝しています。ただ、それが即実行されにくいところに国の予算との絡みがあるのだろうと思いますけれども、ある大臣の関係者の方が来まして、農水省に対してそのことを強く要請するという話をしていただいたわけですけれども、こちらからも県はやるぞと、やらせてほしいということをきちっと言っていただいて、そしてむしろ裏づけをとった予算といいますか、難しいのだろうと思いますけれども、そういうところを見せていただきませんと、漁民の方々は、何度も言うとおりやっぱりやる気をなくしてしまう。かなりすごい口調で言われましたから、きのうも。ですから、やっぱり県がわかったと、やるべという一歩踏み込んだやり方をできませんか。それを期待して漁民の方々は立ち上がろうとしているわけですから、その期待に寺島水産担当技監、どうですか。むしろその辺お願いします。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 今のお話の中で、今私たちが6月補正予算で議決いただいた予算額、この中でしか今事業実施できません。それについて、今、倍の要望が出てきておりますので、まず、予算がとれた範囲の中で事業を実施したいと、これをできるだけ早くしたいというふうに思っています。しかし、それに入らない部分については、今、農林水産部長が申し上げましたとおり、国の、本当は入った部分も国では予算の措置をまだしていませんので、これは3次補正の中でつけてほしいということで要望していますが、この中に入らない、同じぐらいの部分についても予算、国のほうの中に、今はもう今予算化してほしいという要望を出しております。そういう中で我々検討していくわけですけれども、

まだ国でもできていない、うちでもとっていないものをできるだけとってこいと、ちょっと やっぱり言えない状況でございますので、国に対して要望していきたいというふうに思っ ております。

○東大野農林水産部長 既に県予算として措置していただいているもの、これについては 早急にこの事業については着手していただいて結構ですというふうに漁協の皆さん、漁民 の皆さんに言えるように事務を進めます。

○平沼健委員 水産と、それから林業について、二、三お尋ねいたします。

先週の本会議場での一般質問での答弁にもございましたけれども、養殖の件なのですけれども、まずサケについては19 ふ化場で、来春が約2億5,000万尾ということで、通常の60%の放流が可能だというか、そういうふうな話がございました。これは60%というのは残り4割あるのですが、これはどこからか稚魚でも購入して、ふやして購入をするということも含まれているのかどうなのか、その辺ひとつお聞かせ願いたいし、それから洋野町の施設が使えるだろうということで、ウニが平成24年度は放流をするということなのですが、アワビについては平成25年度からの稚貝の放流ということのようですけれども、そうすると平成24年度があくわけですけれども、またこれ採苗というか、その時期的な問題がこれあると思うのですけれども、平成24年度ができないということはどこか別な道、あるいは県からそれを購入してきて放流するという考えがないのかどうか、それもあわせてお尋ねをしたいと思いました。

それから、カキとかホタテの養殖、これは御存じのとおり、とるまで3年ぐらいかかるわけですから、その間漁民の皆さん方の収入が見込めないということがあります。こういう人たちの生活というか、その間の生活、これは県だけではないのですけれども、国含めた、あるいは市町村含めた何かしらの考え方、あるいはその方策を考えておられるのかどうなのか、ここまでお尋ねいたします。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 まず、サケのふ化場、これ今先ほど申し上げましたように国の1次補正を活用させていただいて事業着手しているところでありますが、それでも被害を受けなかったところ、今この事業で推進しているところ、合わせて2億5,000万尾ぐらいだろうということで予定を立てているわけですけれども、残りの4割どうするのかということになれば、なかなかここのところは施設整備をしても、まだ本体工事の中で認められていない部分もございますので、そこのところは今ある6割ぐらいだろうということですけれども、そのところ、もう一回、事業実施のところで精査しながら、水量なども確認しながらいきますので、何とか多くできないかなというふうには思っております

けれども、ここのところによそから入れるとか、今のところはそういうことは考えてございません。県栽培漁業協会とも話はしていないで、とにかく今ある施設のほうをきっちりつくって、稚魚を放流しようということで考えております。

それから、アワビにつきましても、やはり資源というか、本県産のアワビ、こういうことでやっているわけですけれども、隣県も同じ施設で被害に遭ってございますし、今のところ特にここで生産というのは施設整備的に難しいので、こちらの観点では今考えておりません。

それから、あとカキ、ホタテのほうにつきましては、収入がなかなか見込めないわけでありますけれども、半成貝の購入とかいろんなことをこれから考えていきながら、なるべく早い収入、3年間待たずに収入にする方策はないかとか、そんなことを検討していかなければならないだろうというふうには思っております。

○平沼健委員 そうしますと、アワビは完全に1年間あくわけですよね。そうすると、これ 1年間だけに限らなくて、今までよりも相当先に行くに従って減っていくというか、そのよ うな危惧をするのですけれども、その辺を少し考えていかなければならないのではないの かなと私は思ってこういう質問をしたのですけれども、それが一つ。

それから、この答弁がなかったのですけれども、その間の漁民の生活ですよね。要するに 収入がないですから。だから、その辺を県が中心になって今後どのように考えていくかとい うことを私質問したはずなのですが、その辺はどうなのでしょうか。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 アワビにつきましては、施設整備、これ進めたいというふうには思っているのですけれども、やはりその産卵の時期、人工採卵であってもその時期がありますし、設備的なものも必要なので、その観点からはちょっとなかなか難しいだろうというふうに今、思っているところです。これまだ具体的に業界のほうとも詰めていない部分がございますので、いろいろ検討は進めていきたいと思っております。

それから、生活支援のほうというお話がありました。カキ、ホタテ漁業者、カキ、ホタテだけやっていく部分だけではなく、いろんな漁業の組み合わせもあります。それらも含めて何とか早くやりたいということで、漁船の手当てとかいろんなことをやっているわけですけれども、特に今当課のほうでその生活支援的なものとすれば、瓦れきの除去作業、これらについて漁協のほうでNPOの関係で昨年の事業の残分をやったり、これからは後年度事業分でやったり、それからあと定置網、それから養殖施設の敷設のための調査を漁協に委託して漁業者がやり、そこで雇用もされる。一部ではありますけれども、そういう事業の進め

方を今、しているところではあります。

○平沼健委員 確かに漁民の生活というか支援というか、これがこれから特に大事になってくると思っておりますので、いろいろ考えていただきたいと思っております。

それと、水産の最後なのですけれども、これは本会議で農林水産部長答弁がございましたけれども、水産業、漁業への企業の新規参入について、やっぱりこれは県によっていろいろ事情があるということ、特に宮城県と岩手県の違いというのが、これ明らかになってきて、我々岩手県の漁業の場合にはやっぱり漁協を中心にした漁業復興ということを図るというか、言ってみれば異業種の企業の新規参入というのはうまくないという、そういう答弁だと私は理解しました。それと、それに関連してなのですけれども、漁港とか、あるいは市場の生産基盤の集約化ということが検討されているやに聞いているのですけれども、これも入り江の漁港というか、そういう漁業が岩手県の場合、特に従来からあったわけですから、こういう漁港の集約化というのは、これはあってはならないと思っておりますし、市場については、これはある程度集約化、今までしてきましたから、これはもうそうだと思うのですけれども、この漁港のほう、生産基盤の集約化というのについてどのように考えているのかをお尋ねしたいと思います。

○大村漁港漁村課総括課長 漁港の集約化についてのお尋ねでございますけれども、結論 から申し上げますと、現段階におきましては漁港の集約化をするという方針のもとに復旧 するという考えは持ち合わせておりません。

まず一つには、漁港だけに限って言いますと公共物でございますので、被災した場合にはすぐもとどおりに戻すというのがまず第1原則でございます。それから、歴史的な面を言いますと、リアス式海岸等の集落といいますのは、そこに集落、住む方、漁業者もあって、その漁業者が一生懸命仕事するための漁船、この漁船には漁師さんたちの魂が乗っているような漁船があって、それを安全に守るための漁港があって、そして前浜に漁業権があると。私のほうは4点セットと呼んでいますが、この4点がセットして初めて集落も成り立ちますし、漁港も成り立っているし、漁業も成り立つ。そういう集落の中に床屋さんができたりして一つの町を形成しているということで、漁港は非常に大切な施設でございまして、最初からそれを集約化するという方針のもとに整備をするという考えは持っておりません。ただ、いろいろ小さい漁港につきましては、市町村の管理でございますので、その辺の復旧の方向につきましては、いろいろ水産業の方向性とか地域づくりの方向性、あと地元市町村の意向等を踏まえまして、地元とじっくり協議しながら復旧をしていきたいと考えております。

○平沼健委員 わかりました。私もそういう思いでお尋ねした次第でございます。

最後に林業について伺います。過日のある新聞に、昨年の暮れの低気圧、あるいは年末年始の大きな低気圧の災害があって、山の木が大分傷んでおるということで、こういう震災があったからなかなか進んでいないのですけれども、山林というか森林の整備のための仕事が今ずっとストップしているわけですね。これなぜかというと、やっぱりそういう間伐材にしても倒れた木、あるいはこれから間伐するもの、整備をするもの、そういうものの川下の受け皿が今回の震災で大きな被害を受けたという、こういう事実がありました。そういう川下の再建がなされないと山の整備が全然進まないという、そういうような非常に大変な今実態にあるわけです。国産材の大口の需要家というか、そういう川下の、従来はそういうものを受け入れたところが、まだまだ動いていないということ、そういうこともあるようですけれども、この辺の木材というか、国産材、県産材、森林も山林の整備というか、そういうものを含めて、今岩手県の場合どういう実態にあるかお聞かせいただきたいと思います。

○竹田林務担当技監 林業、木材、今の状況でございますけれども、御質問の中にもあったとおり、大きく言えば宮古と大船渡にございます合板工場、これ大まかに言いますと 120 万立方メートル、木材を大体年間生産しておりますけれども、そのうち広葉樹が、チップが主たる部分ですけれども、広葉樹の生産が 40 万立方メートル、そして残り 80 万立方メートルが杉、アカマツ、カラマツといった針葉樹となってございます。その 80 万立方メートルのうち 30 万立方メートル、40%弱ですけれども、これが合板工場、宮古、大船渡に大量に消費されていたという実態の中にあって、その合板工場が今再建途上にあるということでストップしております。それらは、30 万立方メートルのうち、おおよそ 3 分の 1 程度は他県等に何とか振り向けるというような動きに今なっておりますけれども、これは緊急的な措置であります。ところが、20 万立方メートルはなかなかその行き先がないというようなことで、山がストップすると。

さらに、加えて本県、どうしても間伐材等はなかなか製材あるいは合板にも向けられないという部分は、製紙のチップに回っておったわけですけれども、これも石巻、八戸、こちらのほうが被災して、こちらのほうも受け入れがなかなかできていないという状況で、特にもそういった低質材については、さらに厳しい状況となってございます。これに対しまして、国のほうでは1次補正予算で、そういった当面早期に復旧できる施設に対して、手厚い補助をいただきましたので、これについては本県でもしっかり要望して予算をいただいたところでありますし、先ほど言ったとおり、他県に持っていかざるを得ない部分については流通コスト支援を、これもとにかく要望して、これも予算をいただいたということで、何とかしのいでいるという状況にございます。以上です。

○平沼健委員 そういうことかと思います。それで、ただいろんな国とか、あるいは岩手県の補助金を申請する、あるいはそういうものをこれからいただきながら再興を図るというか、そのような場面かなと思うのですけれども、やっぱりみんな中小企業なわけでして、新しく機械とか、今設備導入しなければ津波に全部持っていかれたということもあるわけでして、本来であればそういう製材にしても、あるいは繊維板にしても、あるいは合板にしても 90%以上の補助がないとなかなか再建できないという、そういう中小企業の実態がそこにあると思うのです。そういう中で、いろんな今回メニューが出ておるようですけれども、従来にない国としても補助率だと私も思います。ただ、林野庁の補助率がたしか2分の1ということなのですが、ただこの中小企業庁のほうは4分の3ということなわけでして、この辺の上乗せというか、林野庁のほうですか。これは、県のほうの考え方だと思うのですけれども、そういう同じような形というか、ちょっと公平性に欠けるというふうに私も思いますので、その辺中小企業のほうも国が、中小企業庁が2分の1、県が4分の1のようですから、その辺の林野庁の補助金の補助率を岩手県でも相当数これフォローするというか、そういう考え方はないのかどうかとか、そこをお尋ねします。

○竹田林務担当技監 そういった加工施設の再建に対する補助でございますが、委員、今お話しのとおり、今回の国の1次補正予算、国の2分の1という形の制度でございます。一方、中小企業庁の補助は、国の2分の1に加えて県の4分の1補助ということで、都合4分の3補助ということで、公平性を欠くのではないか、そういった合板なり製材所なりの中小企業なので、そういった観点での県の上乗せはどうかという御質問かと思うのですけれども、それぞれ制度があります。今回の林野庁、国の木材加工に対する補助につきましては、いわゆる被災を受けた、そういった撤去に対する補助も対象になっているということ、あるいは一企業であっても対象ということになってございます。今、そういった手厚い部分については評価は我々もしております。

一方、中小企業庁の補助は県の4分の1は義務負担になりますという形で、制度そのものがそこで違っているわけですけれども、そしてグループ的な取り組み、そういった仕事に対して提案をするという形での採択というふうになるもののようでございますけれども、今回の林野庁の補助は、先ほども言ったとおり、一企業に対して、瓦れきの撤去までも含めたということの部分では相当の手厚い部分が措置されたものと考えております。 県の上乗せにつきましては、このとおりさまざま県としても財源が必要となっておる状況でありまして、なかなか厳しいと言わざるを得ないのかなと思います。これについて、宮城県、福島県もどう措置されたかということを問い合わせておりますけれども、そちらのほうでも県の補助のお話はないというふうに聞いてございます。ということで、なかなかちょっとお話は、重々我々も当然わかるわけなのですけれども、難しい状況であるということを御理解いただきたいと思います。

○工藤勝博委員 3点ほどお伺いいたします。

一つは、2月議会で議決された平成23年度の農林関係予算の中で、震災以後見直しとか 凍結とか、あるいは組み替えとかというのがあれば教えていただきたいなと思います。

それから、先ほど平沼委員からもお話がありましたけれども、年末年始の豪雪により大変な面積といいますか、山林の被害、相当な面積で被害があります。その実態の把握と、また今後の対策等が見られておるのであればお聞きしたいと思います。

もう一つ、最後ですけれども、沿岸の被災された漁業以外の農地のほうの有効活用ということで、園芸振興をやるということでしたけれども、その具体的な事業計画等が詰まっているのであれば教えてもらいたいなと思います。

○小岩企画課長 私のほうからは、当初予算のうちの見直しの件につきましてお話を申し上げたいと思います。

平成23年度の地震、津波被害の対応につきまして、県の人的資源とか財源を振り向けるために、県が行う事業につきまして再点検をして、休止する事業につきまして選定をしてございます。具体的に申し上げますと、縮減としたものが5事業、これ大体1,200万円ほどです。取りやめが30事業、これが大体3億8,200万円です。執行保留につきましてが14事業ということになってございますが、これらにつきましても震災の対応とあわせながら、当初は取りやめの事業にありましても、状況を見ながらこの取りやめを解除したりしてございまして、いずれ必要な事業につきまして震災の対応とあわせまして、通常事業につきましても再度見直しをかけて進めているという状況にございます。

例えば具体的に申し上げますと、取りやめであったものを執行協議により、再開したものにつきまして、例えばいわて農林水産ブランド輸出促進事業ですとか、サケ、マス増殖費ですとか、栽培漁業推進事業費などなどがございまして、いずれこれからまた見直しをかけまして執行協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○藤川森林整備課総括課長 大雪の森林災害の件でございます。これにつきましては、4月末現在で被害量をとりあえず1回把握しております。この時点で251~クタール、4億4,400万円ということで、一たんこれで被害を把握したところでございます。これにつきましては、先般新聞等にも出ておりましたけれども、その後いろいろ調査が進むに従ってもう少し出るのではないかというふうには考えております。とりあえず対策等の関係ございまして、被

害量を先に把握する必要がございましたので、一たん締めたということがございます。

対策につきましてですけれども、まず1点は森林国営保険、これに県から大体二十数%、 民有林入ってはございますけれども、これがどのぐらい補てんになるかということで、速急 にこの調査等に入っております。これ大体相当なボリュームになりまして、約1,200件ぐら いの件数になると思います。通常ベースからいきますと、とても大きな数字だということで、 できるだけ早く、打ち合わせもしておりますけれども、既に災害調査等国営保険の調査、て ん補の方が調査に入っておりますし、大体年内にはてん補の事務処理をおおむね終わりた いなというふうに考えてございます。

あとそのほかの、では残された木はどうなるかということでございます。これにつきましては今、通常でございますと森林所有者の方の持ち出しが相当ございます。ただ、本年度から造林補助事業の中で、森林整備の事業の中に 68%の補助が出るようなのが初めて新設されますので、まずそれがございますし、あと今年度限りでございますけれども、持ち出しゼロの基金事業がございます。これは、十分枠がございますので、この活用をして少しでも所有者の負担がゼロということで、この事業をぜひ働きかけたいということで、森林組合とか広域振興局と一緒になってこれを所有者の方々に説明して処理していきたいというふうに考えてございます。ただ、これにつきましては、いろいろ事業をするためには計画とか策定しなければ、区域を特定したり、いろんなことがございます。そういった意味で、若干今時間がかかっているということでございます。

○千葉農産園芸課総括課長 沿岸地域の園芸振興の考え方についてです。まず、短期的な取り組みといたしましては、沿岸地域の温暖な気候を利用して秋冬期には、これからでも間に合うようにキャベツ等の野菜拡大に向けて、今具体的に話を進めておるところであります。

それから、中長期的には沿岸地方というのは本県で言えば冬季は温暖だというふうな気象特性があります。一方、夏は涼しいと、これは非常に園芸には向いておる気象条件であります。それを最大限活用するために園芸施設、ハウスの団地的な整備ができないかという形で復興基本計画の見直しをしておりまして、この実現に向けて具体的に今国や市町村といろんな場面をつくって話し合いを進めているところでございます。今後その実現に向けてさらに努力していきたいと思っております。

○工藤勝博委員 ありがとうございます。まず、予算に関して再度確認したいのですけれど も、各振興費、農業振興、畜産振興、林業振興、水産振興というのでありますけれども、そ の振興費に関してはそういう見直しとか、凍結とかというのはあったのでしょうか。いろん な各部門ごとにありますよね、農業振興、園芸振興とか畜産振興とか。 ○小岩企画課長 ただいまは、その農業振興費ですとか水産業振興費について見直しがあったかというお尋ねでございますけれども、先ほど私縮減、取りやめ、保留の事業数を申し上げましたけれども、残り 158 事業ありますけれども、これにつきましては当初予算どおり、既に4月以降実施しておりますので、そういう意味で農業振興、水産振興、畜産振興等の事業につきましては、災害対応とあわせながら粛々と進めておるということでございます。

○工藤勝博委員 わかりました。ありがとうございます。

次に、林業に関してのお願いですけれども、昨年も岩手町で集中豪雨でかなり被害があったわけですけれども、やはりそういう整備されていない山といいますか、そこからやっぱり一気に水が出たという形になります。特にもこういう倒木とか、さらに状況が悪い、悪化した中で相当これからもそういう災害が懸念されるのかなという思いをしております。いずれそういう倒木、あるいはまた途中から折れている、山に入れば相当なふうに荒れています。それはやっぱり早目に整備すべきというものがあるだろうと思いますので、その辺の対策等もよろしくお願いしたいと思います。

最後の園芸に関しては、いわゆる沿岸の県農業研究センター南部園芸研究室もかなり被害といいますか、あったわけですけれども、やはり大きなそういう地域にとっては大事な一つのモデルの場所になっているので、それらも早く復旧しながら、地域のそういう営農に貢献できるような仕組みを早急につくっていただいて、やっぱり振興をしてもらいたいと思います。先ほどお話がありましたように、本当に岩手県にとっても沿岸の温暖な気候、そして日照時間も多い場所というのはなかなかないと思うので、それらも生産者の皆さんとともに確実にまたできるだろうと思いますので、その辺も含めて指導のほうも十分力を入れていただくようにお願いして終わります。

○吉田敬子委員 放射性物質の件で、ちょっと質問、確認をさせていただきたいのですが、 基本的なことかもしれないのですが、資料の1ページに例えば粗飼料の暫定許容値で乳牛 の放射性ヨウ素は70ベクレルありますよね。3ページ目に、牛乳、乳製品の一番下にある 暫定規制値、これ人体に対するものですよね。その値が牛だと放射性ヨウ素が70というこ とで、人だと300ベクレルなのですけれども、これというのは牛は70ベクレルが一番で、 人間だと300ベクレルという値でよろしいのですか。確認です。

○山田畜産課総括課長 この暫定許容値と、それから食品衛生法上の暫定規制値の関係で ございますけれども、牛が食べて、それがどれぐらいの係数で牛乳に出ていくかということ が一つありまして、いわゆる間接的に影響するということで、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、牛乳とか牛肉で、この3ページの一番下にある牛乳の食品衛生法上の暫定規制値が書いていますけれども、これが放射性ヨウ素で300ベクレル、放射性セシウムで200ベクレルとなっているのですけれども、これに、要するに製品に出るのに牧草だとどれぐらいまでだと大丈夫だというような考え方で計算されています。牧草で例えば放射性ヨウ素が70ベクレル以下であれば、それを牛が食べて牛乳に変わるときに300ベクレル以下になると、簡単に言えば。こういう考え方で、いわゆる間接的な考え方で規制値は計算して使うと。例えばヨウ素70ベクレル以上の牧草を食べれば、それが牛乳になったときに高い値が出るということになります。

○吉田敬子委員 ちょっと済みません、私ここ不勉強なので、ちょっと改めて勉強したいと 思うのですが、県のほうでどのように把握されているかをちょっと確認したいのですが、こ れは日本で暫定許容値として日本全国で決まっている数値だと思うのですけれども、例え ば海外でも各国で定めている、それぞれ放射性ヨウ素と放射性セシウムの許容値というの を定めているのですが、ほかの海外でどのくらいの数値を許容値とされているかは県でも 把握されていますでしょうか。

〇山田畜産課総括課長 ちょっと手元に資料はございませんけれども、海外で定めている 規制値表示はあります。日本の場合は、やや厳し目に見ているというふうに聞いております。 海外でも同じようにそれぞれ国ごとに暫定の規制値とか許容値というのは定められている というふうに考えてございます。

○吉田敬子委員 済みません、ちょっときょうは手元に資料を忘れてきてしまったのですが、海外では実は日本の許容値自体がすごく海外よりも高目に設定されているという情報を私はある先生からいただきまして、あと震災後にこの許容値自体を、もともとはもっと低かったものを上げたというお話も伺っておりまして、ちょっと私手元に資料がないのできちんとお示しできないのですが、私のところに震災後、小さいお子さんを抱えたお父さん、お母さんから本当に心配の声をいただいております。本当に情報の開示をきちんとしていくかが大事ですし、あとはこの許容値自体が本当にこれで安全なのかどうかも私自身ちょっと大丈夫なのかなという思いでありますので、ぜひ許容値の中であるから大丈夫だということではなく、海外の値も含めて県でこれからも対策を練っていただきたいと思います。済みません、以上です。

○山田畜産課総括課長 この暫定許容値とか規制値につきましては、国内に例がなかった ということで、海外の測定結果を参考に現在設定しておりますけれども、暫定とありますよ うに、国としては見直しは随時していくということで話を伺ってございます。 ○工藤大輔委員 先ほど来、水産関係についての質問が大部分なわけですけれども、特にもちょっと単純に水産関係で災害前と災害発生後、職員体制はどのようになっているのか。本庁と、例えば県北広域振興局、あと沿岸広域振興局の分はどうなっているのかお示しいただきたいと思います。

○高橋管理課長 私のほうから職員体制についてでございます。水産関係でございますが、本庁に2課ございます。まず、技術職員4名、それから事務職員1名を、これを部内の調整によりまして配置したところでございます。それから、沿岸4局ございます水産振興センター水産部、これらにつきまして大船渡、宮古のセンターに2名ずつ配置してございます。それから、水産技術センターの技術職員10名、これは兼務をかけまして兼務地勤務ということで、本庁に3名、それから大船渡、釜石、宮古にそれぞれ2名、久慈に1名、現地に兼務地勤務ということで配置したところでございます。

そのほかに報道等でも御紹介いただいておりますが、他県の技術職員を、これ漁港関係の職員ということで、土木職、水産土木職をお願いしてございまして、これは4局、7月1日現在で16名、久慈に4名、それから宮古に1名、釜石に4名、大船渡に7名応援という形で地方自治法派遣、あるいは県の事情によりまして出張での応援態勢ということで派遣いただきまして勤務いただいている状況でございます。

○工藤大輔委員 適切な配置をこれからも行っていただきたいというふうに思うわけですが、1回の補正予算が水産の年度予算を超えるぐらいの予算規模で既に以前に計上されるなど、仕事の分野が非常に広がったり、また国のほうでもメニューが次々出されてきたり、変更するということもあって、1度進んだ業務がまた後追いでやらなければならない業務が出てきているように見受けられ、いつ行ってもかなり忙しく、恐らく寺島担当技監なんかは現場を見ながらの仕事というのは恐らくなかなかできないのではないかなというふうな思いもしているところであります。技術職員の方々は、その部門が非常に得意だというふうに思いますが、一般的な事務分野において得意かどうかということも出てきたりしますが、いずれ現状においてこれからまだまだ進めなければいけませんし、きょうは聞きませんが、例えば今も実際やってもらっている船の関係もかなり意思決定するまでに大変な作業とか出てくると思います。そのほかの分野についても今後出てくるものについて、判断がやっぱり遅くなるだとか、あとはとまるということが決してあってはなりませんので、時期を逸しないような適切な業務推進をするに当たって、私はまだまだ補充が必要なのではないのかなというふうに思います。

また、放射性物質について、ちょっと確認の意味でお伺いしたかったのですが、先ほど熊

谷委員への答弁の中で牧草、検出されたものの、高いものだと肉用牛に回せるというふうな答弁があったように聞いたのですけれども、その内容をもう一度、なぜ回せるのかどうかも含めて確認をさせていただきたいというふうに思います。

また、今回放射性物質が検出されている場所が滝沢村東部エリア、あとは資料で言う②の12 エリアということなのですが、3回連続で下回った場合に要請を解除できるということになっておりますが、早くていつぐらいになるのかということ、そしてまたそのエリアでの対象の農家数はどのぐらいあるのかお示しください。

〇山田畜産課総括課長 規制をかけられた牧草の利用の仕方についてでありますけれども、1ページの資料に戻っていただきまして、1ページの参考2のところで粗飼料の暫定許容値というのがあります。表があります。この中で乳用牛の経産牛と初回の交配以降の牛、いわゆる初妊牛、これについてはヨウ素は70、それからセシウムは300という値になってございます。それから、肉用牛のこれは肥育牛ですけれども、15カ月以内に出荷する牛については、これも放射性セシウムは300という値です。それから、その他の牛、これが今ちょっと私言いました肉用牛の繁殖だとか育成牛、これは5,000ベクレルという値になっております。今回本県では、ヨウ素はほとんど検出されておりませんので、セシウムだけを考えていただければいいのですけれども、300以上の値が出たとしても、それは肉用牛、その他の牛、いわゆる肉用牛の繁殖牛とは育成牛の9割を切るということになっていますので、これで融通できればというふうに考えております。

それから、解除の時期でございますけれども、先ほどちょっとお話ししましたように1週間置きに今やっております。滝沢村の場合は、一つのエリアで1回300ベクレルという許容値を下回るというのが出ておりますので、あと2回、あと2週間、2回やって許容値を下回れば解除になる。

ただ、残りの県南の地域ですけれども、ここについては今6月の末から始めておりますので、許容値を下回る地域については7月の下旬ごろから解除ができるというふうに考えておりますが、調査結果によりまして、その時期については変わっておるということでございます。被害を受けている地域の農家数ですけれども、今回は5,000ベクレルを下回っておりますので、酪農家ということになりますけれども、滝沢村、遠野市、一関市、平泉町、藤沢町において105戸、牛の頭数見通しで約1,800頭というふうに調査で出ています。

○工藤大輔委員 そうなると、牧草等においてはやりくりしながら何とかやっておるということと、あとそのほかの地域からぜひ購入しなければならないというのが現状においてどのぐらい達成しているのかどうかをお示しください。

また、損害賠償に関するものも、先ほど質疑が交わされたところですが、この説明の中では現在県協議会の設置に向け調整中ということでありますが、実際いつごろにこれを設置し、速やかにその業務に当たっていくのかどうかお示しください。

〇山田畜産課総括課長 農協に聞いて、どれぐらいの粗飼料の、代替粗飼料の購入はしているかという調査はやっておりますが、県南の農協からは約 6,000 トンのえさが欲しいという要望は来ております。これは、乾草とか、それからサイレージで欲しいと。種類についてはいろいろありますけれども、量的には約 6,000 トンが需要として今うちのほうに来ている数字であります。

それから、協議会につきましては、今月中旬、2日前後をめどに設立するということで準備をしている状況です。

- ○工藤大輔委員 今国のほうでもこの原発絡みの賠償に関する法案が出されていき、議論 になっていくわけですが、すべてを順次沿った形でいくということの認識でよろしいです か。
- ○山田畜産課総括課長 損害賠償につきましては、ほかの県でも4月以降、月に1回のペースで賠償請求しておりますけれども、うちの県としても同様の損害賠償の請求をしていくというふうに、農協でやっていくものです。
- ○新居田弘文委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。なお、委員の皆さんには次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回8月に予定しております閉会中の委員会でありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、 東日本大震災津波による被害への対応状況等についてといたしたいと思います。これに御 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

追って継続調査と決定いたしました案件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続 調査の申し出をすることにいたしますので、御了承願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。 御苦労さまでした。